

論文式試験問題集
[商法]

〔商法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、平成10年（1998年）4月に設立され、首都圏においてドラッグストアを営む会社法上の公開会社ではない取締役会設置会社である。また、乙株式会社（以下「乙社」という。）は、医薬品、化粧品及び日用品等の企画、製造及び販売の業務を営む会社法上の公開会社ではない取締役会設置会社である。
2. 甲社と乙社の間に資本関係はなく、下記3のとおり、甲社の取締役のうち1名が乙社出身であるほかは、役員兼任等の人的関係もない。乙社は、甲社から甲社が経営する店舗で販売する商品の製造の委託を受けており、その売上が乙社の売上総利益の約50パーセントを占めている。乙社が製造する商品には「乙」の名称が入った登録商標Pが使用されている。
3. 甲社では、設立以来、A、Aの親族及び乙社出身者を中心に取締役会が構成され、令和3年（2021年）4月の時点では、Aが代表取締役、B（Aの弟）、C（Aの長女）、D（乙社出身者）及びE（Aの親族でも乙社出身者でもない）が取締役を務めていた。
甲社の取締役の任期については、その定款において、当初、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていたところ、平成22年（2010年）6月に開催した定時株主総会において、その期間を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと変更された。もっとも、乙社出身の取締役については、上記定款変更の前後を問わず、選任から4年で退任するのが慣例となっていた。甲社の発行済株式総数は10万株であり、Aが4万株、B及びCがそれぞれ2万株を保有し、残りを甲社の従業員複数で保有している。
4. Dは、大学を卒業してから35年間にわたって乙社で勤務し、57歳になった平成30年（2018年）3月、Aから甲社の取締役になるように誘われた。その際、Aは、Dに対し、乙社出身の取締役は従前より4年ごとに交代していることを説明した。Dは、乙社の就業規則に定年が60歳と定められていたことから、Aに対し、「61歳まで甲社の取締役を務めた方がより長く安定した収入が得られるので、引き受けます。」と述べ、Aの誘いに応じた。Dは、同年5月31日に乙社を退職し、同年6月20日に開催された甲社の定時株主総会において、取締役に選任された。Dの前任の乙社出身の取締役は、選任から4年が経過した上記定時株主総会の日辞任した。
Dは、甲社の常勤取締役として、甲社から役員報酬として月40万円の支払を受けていた。また、Dには他の収入はなかった。
5. Aは、令和2年（2020年）3月、Dに対し、「次の株主総会で取締役の選任から2年になる。そろそろ折り返し地点なので、乙社出身の後任者を探してほしい。」と述べた

ところ、Dは、「定款に定められた任期を満了するまで取締役を務めたいので、まだ後任者を探すつもりはない。」と答えた。

その頃、Aは、東北地方にも新規店舗を設けて甲社の事業の拡大を図ろうとしていた。東北地方への進出は、Aの先代が果たせなかったものであり、B及びC（以下、A、B及びCを総称して「Aら」という。）も達成すべきものであると考えていた。これに対し、Dは、丙株式会社との競争に伴う値下げによって2年連続営業損失を計上していることを理由に事業の拡大には反対であり、Aらとの間で意見が対立していた。

6. Aは、令和2年（2020年）4月、他の取締役らに対し、「取締役の任期を1年に短縮することで、信任を得る機会を多くし、取締役の業務に緊張感を持たせたいから、次の定時株主総会でその旨の定款変更を行いたい。」と提案した。Dは、東北地方への進出に反対したことから、自分を追い出すためにするものではないかと疑って上記提案に反対した。しかし、甲社の取締役会は、D以外の取締役らの賛成により、同年の定時株主総会において、①定款変更を議題とし、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨の議案を提出すること、②取締役の選任を議題とし、A、B、C、D及びEを取締役に選任する旨の議案を提出することを決めた。なお、A、B、C及びEは、いずれも平成22年（2010年）の定時株主総会において取締役に選任されていた。

7. 甲社の定時株主総会は、令和2年（2020年）6月25日に開催され、計算書類の承認等のほか、上記6①の定款変更議案及び上記6②のうちA、B、C及びEを取締役に選任する旨の議案がAらの賛成により可決されたが、上記6②のうちDを取締役に選任する旨の議案は、Aらの反対により否決された。

〔設問〕

Dは、一連の経緯により甲社の取締役の地位を失ったことは実質的な解任であって不当であり、甲社に対して会社法上の損害賠償責任を追及しようと考えている。Dの立場において考えられる法律構成及び損害に関する主張並びにそれらの当否について、論じなさい。なお、上記6及び7の定時株主総会の招集の手續及び議事は、適法であったものとする。

（令和4年司法試験民事系第2問設問1）

担当：弁護士 瀬戸悠未

ABCゼミ解説（商法）

1. 出題の趣旨

本問は、令和4年司法試験民事系第2問の設問1から出題したものである。元ネタの裁判例は、東京地判平成27年6月29日であると思われるが、必ずしも同裁判例を知っていなくても本問を解答することは可能である。

内容としては、公開会社ではない株式会社において、取締役の任期を短縮する定款変更がされるとともに取締役選任議案が否決されたという一連の経緯によって取締役の地位を失った者が、会社に対して損害賠償請求をしようとする場合に、考えられる法律構成及び損害に関する主張並びにそれらの当否を検討することを求めるものである。本問は、取締役の地位を失った者の主張内容を的確に把握する弁護士としての立場と、その主張を認めるか否か、認めるとしてもどの範囲で認めるべきかを判断する裁判官の立場を適切に使い分けて解答することが求められている。（採点実感参照）

取締役の不当解任は実務で問題になることが比較的多いケースであること、過去（平成28年度司法試験参照）にも取締役不当解任に関する問題が出題されたこと、司法試験と同じ論点に関する問題が今後の予備試験で出題される可能性もあることから、本問をゼミの題材とした。

2. 総論

(1) 事案の概要

甲社（非公開・取締役会設置会社）
（発行済株式総数10万株）

※2010年定款変更→取締役の任期を2年から10年に伸長

※2020年定款変更→取締役の任期1年

代表取締役 A（4万株）

取締役 B（Aの弟・2万株）

取締役 C（Aの長女・2万株）

取締役 D（乙社出身）→2018年6月選任・慣例により4年の任期

取締役 E（Aの親族でも乙社出身でもない）

(2) 前提

- ・取締役の解任は、株主総会の普通決議で自由になしうる（会社法（以下略）339条1項）。しかし、解任に「正当な理由」がなければ、解任された取締役は株式会社に対し、損害賠償請求ができる（339条2項）

→取締役の選任・解任を株主のコントロール下に置きつつも、正当な理由なく解任された取締役の利益にも配慮するという仕組み

・取締役の任期を短縮する旨の定款変更の効力

→定款変更によって取締役の任期が短縮された場合、変更後の定款の定めは在任中の取締役にも当然適用されるので、その変更後の任期によれば、既に取締役の任期が満了している者は、定款変更後の効力発生時に取締役から当然に退任する（東京地判平27.6.29）。本件でも、2020年の定款変更により、甲社取締役らは当然に退任することとなる。

3. 問題点1：Dのいう「実質的な解任」とは何か

(1) Dの主張

Dは、一連の経緯により甲社の取締役の地位を失ったことは実質的な解任であって不当であり、甲に対して会社法上の損害賠償責任を追及しようとしている。（設問参照）

・この記載から、Dとしては339条2項（取締役の不当解任）に基づく損害賠償請求をしたいことが読み取れる。

・また、Dのいう「一連の経緯」とは、甲社の2020年6月25日の株主総会において①取締役の任期を1年とする定款変更がされたこと、及び②Dを取締役に選任する議案が否決されたことであると考えるのが相当である。

→ Dとしては、①②が解任にあたるとして339条2項に基づく損害賠償を求めたいが、そもそも①②が解任にあたるかが問題となる。

(2) 339条2項の直接適用又は類推適用の可否

本件①②は、解任そのものではないから、339条2項の直接適用はできないと考えられる（なお「解任」を広く解して直接適用できるという考え方もできる。）

しかし、Dは①②がなければ甲社取締役を続けることができたところ、①②によって強制的に甲社取締役の地位を奪われている。→解任と問題状況が同じであるし、339条2項の趣旨を株主と取締役の利害調整と解する限り、その趣旨が本問においても妥当するから、類推適用が可能と考えられる。

以下では、本問において339条2項の類推適用ができることを前提に、上記①定款変更及び②Dを取締役に選任する決議が否定されたことを「実質的な解任」という。

4. 問題点2：上記のAらの行為がDの実質的な解任にあたるとしても「正当な理由」（339条2項）があるか否か

(1) 339条2項の損害賠償責任の法的性質

ア. 法定責任説（多数説）：同項の損害賠償責任を、故意・過失を要件としない、株式会社に特別に課された法定責任であると解する立場（多

くの裁判例はこの立場)

- イ. 不法行為責任説：解任について不法行為の成立が認められる場合のみ、同項による損害賠償請求が認められるとする立場
- ウ. 債務不履行責任説：同項の損害賠償責任を、任期中はみだりに解任しないという不解任特約に違反したことを理由とする債務不履行責任と解する立場

(2) 「正当な理由」とは

多数説である法定責任説に立つ立場では、正当理由の内容は、会社・株主の利益と取締役の利益の調和の上に決せられることになり、「取締役職務に職務を執行させるにあたり障害となるべき状況が客観的に生じた場合」、「会社において取締役として職務の執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない、客観的、合理的な事情が存在する場合」(東京地判平 8・8・1 商事 1435 号 37 頁) 等といった表現で説明されている。

(3) 「正当な理由」が認められた例

法令・定款違反行為(東京地判平 8.8.1)、心身の故障(最判昭 57.1.21 判タ 467 号 92 頁)、職務への著しい不適任(東京高判昭 58.4.28)、経営上の判断の失敗等が挙げられる。もっとも、経営判断の失敗については、報酬請求権を喪失するリスクを負わせる形で取締役の経営判断を制約すべきではないとして、正当理由を否定する見解もある。

※ 前記(2)のとおり、正当理由を肯定するためには、業務執行の障害となるべき客観的状況を要するから、大株主の好みや、より適任な者がいるというような単なる主観的な信頼関係喪失を理由とする場合には、正当理由の存在は認められない。

(4) 本件につき「正当な理由」は認められるか

A は、定款変更の理由につき「取締役の任期を 1 年に短縮することで、信任を得る機会を多くし、取締役の業務に緊張感を持たせたい」と述べている。

しかし、D の実質的な解任の真の理由は、A が提案する事業拡大に対して D が反対していることであると考えられ(問題文 5、6 参照・答案作成の際は、具体的に問題文のいかなる事情から真の理由を導き出せるかを記載すること)、このような理由は A 主に主観的なもので正当理由にはあたらない。

その他、D に法令定款違反行為や職務への著しい不適任というような、職務執行の障害となるべき客観的な事情がない以上、本件では正当理由は認められないと考えるのが一般的と思われる。

5. 問題点3：「正当な理由」がない場合、Dに支払われるべき損害額はいくらか

(1) 339条2項の「損害」の範囲

取締役を解任されなければ残存の任期期間中及び任期終了時に得べかりし利益の喪失による損害

→残存任期の取締役報酬、退職慰労金（規程や支給慣行によって一定の基準に基づく退職慰労金が支払われることになっている場合）は認められると思われるが、慰謝料は認められない可能性が高い。

(2) 本件の問題点

Dとしては、甲社の取締役の任期が10年であることを前提に損害賠償請求をするものと考えられる（問題文5参照）。しかし、甲社では、Dのような乙社出身の取締役については、4年で退任するのが慣例となっていた（問題文3参照）。

→Dに認められる損害賠償の範囲が、定款に基づく任期10年を前提とした残任期分（2020年6月～2028年6月まで）の報酬相当額か、慣例である4年を前提とした残任期分（2020年6月～2022年6月まで）の報酬相当額かが問題となる。

損害の範囲を形式的に考えると、定款の残任期10年を前提とした残任期分の報酬相当額となるが、本件では、以下の各事情をふまえて損害の範囲を判断することとなる。

- ・2010年以降、乙社から派遣された甲社の取締役は4年で退任することが慣例となっていたこと（問題文3）。
- ・D自身が4年で取締役を交替することに同意するような発言をしていること（問題文4）。

これらの事情からすると、定款の記載はあるものの、Dについては取締役の任期を4年とすることが、甲社とDにとっての前提となっていたと考えられる。説得的に論じられていればいずれの結論を採っても良いが、Dの任期が4年であることを前提とした残任期分の報酬相当額を損害の範囲とすることが相当と思われる。

6. 参考文献

- ・類型別会社訴訟I [第三版]（2011年・東京地方裁判所商事研究会）
- ・会社法 [第3版]（2021年・田中亘）

（弁護士 瀬戸 悠未）

参考答案

1. Dの立場において考えられる法律構成及び損害に関する主張

(1) 法律構成

Dとしては、甲社の2020年6月25日の株主総会において①取締役の任期を1年とする定款変更がされたこと、及び②Dを取締役に選任する議案が否決されたことは、Dから強制的に取締役の地位を奪うもので、実質的な解任にあたりと主張することが考えられる。そして、Dは、甲社から①②がなされたのは、DがAらの提案する甲社の業務拡大に反対したという不当な理由に基づくものであると主張して、会社法（以下略）339条2項に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。

(2) 損害に関する主張

甲社の取締役の任期は、定款によると選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるところ、Dは選任から2年後の2020年6月25日の株主総会終結をもって同社取締役を実質的に解任されている。したがって、Dは、解任の翌月である2020年7月から甲社の定款上の任期である2028年6月までの8年間の報酬相当額である3840万円（40万円×12か月×8年）の損害賠償請求をすることが考えられる。

2 Dの主張の当否

(1) ①②が実質的な解任にあたり、339条2項類推適用の対象となるか

取締役の解任とは、株主総会の解任決議（339条1項、341条）によって取締役の地位を奪うことをいう。本件は、定款変更で取締役の任期が1年に短縮された後、Dが取締役に再任されなかったにすぎず、解任そのものとは異なるため、339条2項を直接適用することはできない。

しかし、339条2項の趣旨は、株主が自由に取締役を解任できるという前提の下、正当な理由なく地位を奪われる取締役に対しては損害賠償請求権を認めることにより、会社・株主の利益と取締役の利益の調和を図る点にある。

本件では、Dは本来取締役の任期途中であった。しかし①②により、Dは甲社取締役の地位を一方的に奪われたのであるから、①②はDを取締役から解任するのと同じ効果を持つものである。そのため、本件でも、会社・株主の利益と取締役の利益との調和を図る必要性は認められ、339条2項の趣旨は妥当する。したがって、上記①②はDを甲社取締役から実質的に解任するものであり、339条2項類推適用の対象となる。

(2) 「正当な理由」の有無

Aらは、定款変更の理由として、取締役の任期を1年に短縮することで、信任を得る機会を多くし、取締役の業務に緊張感を持たせるためと述べている。そのため、Dの実質的な解任に「正当な理由」（339条2項）があるか否かが問題となる。

前記のとおり、339条2項の趣旨は、会社・株主の利益と取締役の利益の調和を図る点にある。このことからすると「正当な理由」とは、取締役に職務を執行させるにあつ

り障害となるべき状況が客観的に生じた場合をいうと解される。

本件では、甲社は、定款変更の理由につき、取締役の業務に緊張感を持たせるためと主張すると考えられる。しかし、Aらが甲社の発行済株式の8割を有していることからすると、任期短縮が取締役の緊張感につながるとは考え難い。また、定款変更の提案は、Aらが提案する甲社の東北地方への事業拡大にDが反対していた2020年3月頃から僅か約1か月後の同年4月に行われている上、同年6月25日の株主総会では、D以外の者が全員取締役に再任されたことからすると、①②は、専らDを甲社から締め出すことが目的であったといえる。したがって、①②がなされた真の理由は、東北地方への事業の拡大に反対したDを甲社から追い出すためであるといえる。

上記の理由は、Dが大株主であるAらと対立したというAらの主観的事情によるものであり、Dが取締役の職務を遂行するにあたり障害となるべき客観的な事情とはいえないため「正当な理由」にはあたらない。さらに、Dに対しては、非行や職務能力の欠如等、他に職務遂行の障害となるべき客観的な事情は見当たらない。

したがって、Dの実質的解任につき正当な理由は認められない。

(3) Dの損害額

Dは、甲社の定款上の取締役の任期である10年を基準とした場合の残任期約8年分の報酬相当額を「損害」(339条2項)として主張すると考えられる。しかし、Dのような乙社出身の取締役は4年で退任することが通例となっており、Dの損害額をどのように考えるかが問題となる。

339条2項にいう「損害」は、取締役を解任されなければ残存の任期期間中及び任期終了時に得べかりし利益の喪失による損害を指し、残任期分の報酬がこれに含まれる。

本件では、2010年の定款変更後の甲社取締役の任期は10年であるものの、乙社出身の取締役については定款変更の前後を問わず4年で退任することが通例となっていた。また、Dが取締役に就任する約3か月前の2018年3月において、AがDに対して乙社出身の取締役は従前より4年ごとに交代している旨を説明したこと、及び当時57歳のDもこれに対し「61歳まで甲社の取締役を務めた方がより長く安定した収入が得られるので、引き受けます。」と述べて上記に同意したことが伺える。これらの事情からすると、Dについては任期を4年とすることが、Dが甲社取締役に就任する上で、甲社とDの共通の認識となっていたといえる。

したがって、Dの損害額は、任期4年を前提とした残任期(2020年7月～2022年6月)の報酬相当額である960万円(40万円×24か月)となる。

3 結論

以上より、Dは甲社に339条2項類推適用に基づく損害賠償請求をすることができ、その額は960万円となる。

優秀答案

回答者：T.M.

設問 1

一 D は、一連の経緯により D が甲社の取締役の地位を失ったことは実質的な「解任（会社法（以下略す）339条1項）」に当たること、及びこれに「正当な理由（同条2項）」がないことに基づき、残りの任期である2028年6月までに得られるはずだった3840万円相当額が「解任によって生じた損害」に当たると主張して、その損害の賠償を請求する。

二 D の主張の当否

1 「解任」該当性

「役員」である取締役の「解任」とは、株式会社と取締役との任用契約（330条・民法644条）を任期の途中で解除することをいう。一連の経緯は、定款変更による任期の短縮及び取締役の選任議案を否決する株主総会特別普通決議（341条）によるものであるところ、形式的にはこれに当たらないから、339条1項及び2項を直接適用することはできない。

もっとも、同条の趣旨は、委任契約の解除がいつでも可能である反面、任期の途中で役員としての地位を失った者に対し、損害の賠償を認めることで会社と役員との利害を調整することにある。これに照らせば、任用契約の解除以外の理由で役員の地位を失わせた場合は、「解任」に準じるものとして、同条が類推されると考える。

一連の経緯のうち、「解任」に準じるのは、定款変更による任期の短縮である。なぜなら、これによって D の取締役としての地位

コメントの追加 [せゆ1]: D の主張を簡潔に記載できています。請求額についても言及できている、好印象です。何より「定款に定められた任期を満了するまで取締役を務めたい」という D の主張を考慮できている点が素晴らしいです。

コメントの追加 [せゆ2]: 「解任」の意義をよく論じられています。

コメントの追加 [せゆ3]: 339条には1項と2項があるため、分けて書いた方が分かりやすいです。「いつでも可能である反面」までが1項、それ以降が2項の趣旨になります。

コメントの追加 [せゆ4]: 実質的な解任の行為をよく特定できています。

が直接失われたことになるところ、任用契約の解除以外の理由で役員
の地位を失わせた場合に当たるといえるからである。一方、取締役
の選任議案を否決する株主総会特則普通決議は、D が取締役の
地位に新たに就任することを否定したに過ぎないことから、任用契
約の解除以外の理由で役員
の地位を失わせた場合には当たらないといえる。

D の主張は、339条2項の類推適用が認められる限度で正当である。

2 「正当な理由がある場合」とは、能力の欠如や職務の継続が困難な疾病等、役員として客観的に不適任とされるべき事由があることをいう。

A から乙社出身の後任者を探してほしいといわれたところ、D は、「定款に定められた任期を満了するまで取締役を務めたいので、まだ後任者を探すつもりはない」と答えた。任期満了まで取締役を務める権利はDにあるし、後任者を探さないことがDの能力の欠如を裏付けるともいえない。また、東北地方にも新規店舗を設けて甲社の事業の拡大を図ろうとしていたAらに対し、Dは、丙株式会社との競争に伴う値下げによって2年連続営業損失を計上していることを理由に事業の拡大には反対であり、Aらとの間で意見が対立していた。当該Dの経営判断には相応の理由があり、能力が欠如しているとは言えない。したがって、Dの解任には「正当な理由がある場合」に当たらず、同旨をいうDの主張は正当である。

コメントの追加 [せゆ5]: なるほど。よく考えられています。

コメントの追加 [せゆ6]: 「正当な理由」の意義は正しいのですが、いきなり意義を書く前に、まずはなぜ「正当な理由」にあたるか否かが問題となるかを論述しましょう。
ちなみに、正当な理由は、被告の会社側が主張立証すべき事実です。

コメントの追加 [せゆ7]: Aら側（すなわち甲社側）の主張内容にももう少し目を向けられるとより良かったです。負ける側の当事者を説得するという姿勢もまた重要です。

3 「解任によって生じた損害」

上述のとおり、D は、339条2項の類推適用に基づき、甲社に対し、「解任によって生じた損害」の賠償を請求することができる。

「解任によって生じた損害」とは、解任と相当因果関係の認められる損害をいう。具体的には、解任時から残りの任期満了までに受けるべき報酬総額をいうのが原則である。ただし、任期途中で解任された役員が有する報酬への正当な期待を保護することに同条の趣旨があることから、役員が正当な期待を持っていたと認められる範囲内の報酬が算定可能な場合には、例外的に、当該報酬が損害となると考える。

確かに、D の解任時である2020年6月25日から残りの任期である2028年6月までに受けるべき報酬総額は、D の主張する3840万円である。

もっとも、甲社では乙社出身の取締役については、選任から4年で退任するのが慣例となっており、任期とは異なる運用がなされていた。現に、D の前任の乙社出身の取締役は、選任から4年が経過した2018年6月の定時株主総会の日辞任しており、乙社出身の取締役は従前より4年ごとに交代しているとの説明をAから受けたDは、この事実を十分に承知していたといえる。Dは、Aに対し「61歳まで甲社の取締役を務めた方が長く安定した収入が得られるので、引き受けます」と述べて取締役への就任を承諾して

コメントの追加 [せゆ8]: 損害の範囲についてもよく論述できています。

コメントの追加 [せゆ9]: 定款の任期が10年であることについても触れられており、好印象です。

いる。このような甲社での慣例及び A と D との個別的なやり取りに照らせば、取締役を選任された時点において、D は、選任された 2018 年から 4 年後の 2022 年の定時株主総会で取締役を辞任することを前提としていたといえる。そうすると、役員が正当な期待を持っていたと認められる範囲内の報酬は、月額 40 万円に 4 年を乗じた額から支払済みの 2 年分を控除した額である 960 万円と算定可能であり、当該額が「解任によって生じた損害」に当たる。

よって、損害に関する D の主張は、損害額 960 万円の限りで妥当である。

以上

答案作成お疲れ様でした。

とても丁寧に論述できており、構成も分かりやすかったです。

また、「類推適用が認められる限度で正当」等、細かな表現にも気を遣っており、好印象でした。

「正当な理由」の点については、A 側（甲社側）の主張内容も踏まえつつ論述しなければならなかったのが、難しかったかと思いますが、問題文 6 の「取締役の業務に緊張感を持たせたい」という A の発言がヒントになりました。この理由が「正当な理由」にあたるかについて、この機会に考えてみてください。

全体的にはよくできており、本番でこの内容の答案が書ければ合格できますので、この調子で頑張ってください。

コメントの追加 [せゆ10]: 本件の特殊性を踏まえた上で、D の損害額を出せています。

優秀答案

回答者：R.T.

1 1 Dは、2020年の定時株主総会（以下、「本件株主総会」という。）において、
2 Dを取締役に選任する旨の議案が否決されたことが実質的には「解任」（会社法
3 （以下法名省略）339条1項）にあたり、かかる解任には正当な理由がないと
4 して、解任によって生じた損害につき賠償請求（同条2項）することが考えら
5 れる。そして、甲社では取締役の任期が10年であったところ、Dは2018年に
6 同社の取締役に就任しており、就任から2年経過しているから、残りの8年分
7 の役員報酬（月40万円の支払）に相当する額を損害として請求することが考
8 えられる。では、かかる請求は認められるか。その当否を検討する。

9 2 まず、本件株主総会でDを取締役に選任する旨の議案が否決されたことが「解
10 任」にあたるか。

11 確かに、本件株主総会において①の定款変更議案が可決されたことにより、
12 取締役の任期は1年となり、Dは2018年に取締役に選任されてから既に1年
13 以上経過しているため、任期が満了したことになる（332条1項、2項参照）。
14 そのため、本件株主総会でDを取締役に選任する旨の議案が否決されたことは
15 「解任」にはあたらないとも思える。

16 しかし、2010年の定時株主総会で甲社の取締役の任期が10年に変更され、
17 Dが甲社の取締役に就任した時点では取締役の任期は10年であった。また、
18 Dは本件株主総会において取締役会として取締役の任期を1年とする旨の提案
19 をすることに対し反対している（362条2項1号、369条1項）。

20 そのため、Dは従来の任期である10年間甲社の取締役を務めることに対す
21 る期待を有しており、かかる期待を保護すべきである。

22 したがって、本件株主総会でDを取締役に選任する旨の議案が否決されたこ

コメントの追加 [せゆ1]: Dの主張内容を簡潔に指摘
できています。

コメントの追加 [せゆ2]: そのとおりです。Dが「定
款に定められた任期を満了するまで取締役を務めた
い」（問題文5）と述べたことの意味をよく理解され
ています。

2頁目

とは、実質的には「解任」(339条1項)にあたるというべきである。

3 取締役が339条1項により解任された場合、かかる解任に「正当な理由」がなければ解任によって生じた損害を請求することができる(同条2項)。では、Dに対する解任につき、「正当な理由」は認められるか。その意義が問題となる。

(1) この点について、339条2項は解任された取締役の職務を継続する期待を保護する趣旨の規定である。そこで、「正当な理由」は解任された取締役にかかる期待を犠牲にしてもなお会社経営上必要と認められる場合にのみ認められると解する。

(2) 本件についてみるに、Dは東北地方への進出につきAらと意見が合わなかったものの、経営能力が欠如しているなどの事情は存しない。

よって、Dの解任には「正当な理由」が認められないため、Dは解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(3) では、「損害」をいかに算定すべきか。

ア 「損害」とは、当該取締役が解任されなければ得られたであろう報酬と、実際に得た報酬の差額をいうと解する。

イ 本件でみるに、甲社の取締役の任期は10年であるため、Dが解任されなければ得られたであろう報酬は10年分の報酬であるとも思える。

しかし、Dは乙社に35年間勤務していたところ、甲社では乙社出身の取締役は選任から4年で退任するのが慣例となっており、その点につきDはAから就任前に説明を受けていた。また、Dは乙社の就業規則では定年により60歳までしか働けないことになっており、甲社取締役就任時の57歳の時点であと4年の61歳まで働くことができる甲社取締役の地位に価

コメントの追加 [せゆ3]: 「解任」の意義を広く捉える見解ですね。これはこれで良いです。取締役選任議案が否決されたことをもって解任と捉えているようですが、そもそも任期短縮の定款変更がDは取締役の地位を失うことはなかったのですが、定款変更と取締役選任議案の否決がセットで「解任」にあたるとした方がその後が論じやすいです。

コメントの追加 [せゆ4]: 正当な理由の意義を、趣旨に遡ってよく考えられています。

コメントの追加 [せゆ5]: 肝心なあたりはめがはっきりしすぎています。なぜ意見が合わなかったことを理由に解任することは「正当な理由」が認められないのでしょうか。甲社側がどのような反論をしてくるのかに意識を向けると、より深みのある論述になると思います。

コメントの追加 [せゆ6]: そのとおりです。

3頁目

45 値を見出して甲社取締役就任することを引き受ける旨Aに伝えている。

46 そのため、就任時は4年間取締役の任に就くことを想定していた。

47 これらのことから、Dの保護されるべき期待は4年間取締役の地位に就
48 くことであり、解任されなければ得られたであろう報酬は4年分の報酬で
49 あると評価できる。そして、既に取締役に就いてから2年が経過している

50 ため、その差額である2年分、すなわち2022年までのものに限られる。

51 よって、「損害」は月40万円の役員報酬2年分である。

52 4 よって、Dは解任によって生じた損害として、8年分の役員報酬相当額の請
53 求は認められないものの、2年分の役員報酬相当額を賠償請求できる。

54 以上

コメントの追加 [せゆ7]: 必要な事実に着目できています。ここが本件の特殊性ですね。

コメントの追加 [せゆ8]: 評価もできています。ちなみに、2022年6月の株主総会でDが取締役に再任されたとしても、その任期は1年となるので、1年分の報酬相当額しか請求できないように思えるのですが、ここはどのように解釈しましょうか。

コメントの追加 [せゆ9]: 具体的な金額が出せる場合は、具体的な金額を記載した方がよいです。

コメントの追加 [せゆ10]: お疲れ様でした。必要なところがほぼもなく検討できていて、合格水準に達する答案だと思います。補足コメントをした部分は応用的なところでしたので、余裕があれば司法試験(本試験)採点実感を見て復習しておいてください。本番で本答案の内容が書ければ合格できます。この調子で頑張ってください。

優秀答案

表

試験科目	試験地
商法	明治大学

回答者: S.H.

商法 1 頁

1. DとEは、一連の経緯により甲社の取締役の地位を失ったことは、実質的に解任(339条項)であり、この解任に正当な理由が認められることは、重要な事柄として、争点①が可決された①の定款変更議案が否決されたことにより、今うたげられている本来の取締役の任期期間(8年分の役員報酬)3890万円(月40万円×96月)を請求(同条2項)することができると考えられる。

よってDの求める請求が認められるかの問題となる
 2(1)よりDは、一連の経緯により、甲社の取締役の地位を失ったことは、実質的に解任されたことと主張しているが、実際には、339条の条項により解任されたわけでは無いので、問題となる。
 (2) 解任とは、会社の一方的意思表示により、特定の役職者の職を解任することと解する。よって、339条の条項に基づいて、会社の一方的意思表示により、特定の役職者の意思がかわらぬと看し組む打ちして、その者の職を解任したか作られたとの点では、実質的に解任が成立する。

3) 本件においてAは、「信託を得る機会を多くし取締役の業務に緊張感を持たせたい」という理由から取締役の任期を3年とする争点②の定款変更を定時株主総会に議題として提出している。この議題の議案が定時株主総会で可決することにより、Dは自動的に取締役の任期が満了に届けることになる。

このD以外取締役に関しては、上記定款変更議案が可決した時点で、否決されたこと10年間取締役の任期が、この定時株主総会に任期満了しているため、上記定款変更議案は、Dの取締役の任期を奪うために、上程されたものとする。



1. 3(1). 取締役会において、争点②の取締役の選任を議題として、A、B、C、D及びEは取締役会に選任可能な議案を提出することになり、これにより、甲社の定時株主総会にて、上記議案のうち、Dは取締役会に選任可能な議案は、Aの反対により否決された(4) Aは当初からDは取締役会に再選された(5)が、このことと推察することはできる。

7. 以上の(1)に、甲社の定時株主総会において、争点①の定款変更の議案が可決し、争点②のうち、Dは取締役会に選任可能な議案と否決されたこと、会社の一方的意思表示により、Dという特定の取締役の地位をDの意思に反して奪っているため、上記一連の経緯(4)により、Dが甲社の取締役の地位を失ったことは、実質的に解任とされる。

3(1) ~~甲社の行為が解任とされること~~ Dが甲社に損害賠償請求をするためには、この解任について、「正当な理由」が認められる必要がある。

(2) よって正当な理由の意義が問題となる。
 会社と取締役は、委任関係にあり(336条)取締役は会社に対して善管注意義務(民法644条)忠実義務を負うことになる。このうち解任は、正すための正当な理由とは、上記善管注意義務、忠実義務に違反する行為が、かつ正当な理由に依るとして解任する。

本件においてDは、Aが東北地方に新規店舗を開設して甲社の事業を拡大しようとしたことについて、丙株式会社との競争に伴う値下げにより、2年連続営業損失を計上していることと理由に事業の拡大に反対し、Aと意見を対立した(4)ため、これによりDが甲社に対する善管注意義務、忠実義務を著しく違反して(5)行為であり、職務怠慢行為に該当する。

商法 2 頁

注釈の一覧：

ページ:1

- 番号:1 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:12:48
「一連の経緯」とは、具体的に甲社のいかなる行為を指すかを明らかにしましょう。また、「実質的な解任」というからには解任そのものではないので、339条2項の類推適用であることを述べましょう。
上記を除けば、Dの請求内容を簡潔に論じられており、良いです。
- 番号:2 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:16:34
正しいですが、あてはめ部分がちょっと長いです。会社の一方的な意思表示により取締役の地位を奪う点に着目するとしたら、アとウだけを述べれば十分と思われます。
- 番号:3 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:17:33
本件の問題点をよく理解できています。
もっとも、解任と実質的な解任の違いが一見してよく分かりませんでした。
- 番号:4 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:18:07
そうですね。
- 番号:5 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:19:34
自分なりに現場で考えた上で規範定立できており、好印象です。もっとも、任務懈怠以外でも正当な理由が認められる場合がありますので、この点は正当な理由の意義とともに基本書等で復習しておいてください。

番号:1 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:20:08
上記の規範からすると、あてはめはこれでOKです。

番号:2 作成者: setoy タイトル: テキストボックス 日付: 2023/04/11 0:27:25

答案作成お疲れ様でした。全体的に見れば、三段論法をよく守れている読みやすい答案でした。また、問題文の事実を豊富に使ってしっかり評価する姿勢も評価できます。あとは本文中でコメントした所を中心に復習しておいて頂ければと思います。

本番でもこの答案が書ければ合格できると思うので、この調子で頑張ってください。

番号:3 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:27:36
一言で良いので「損害」の定義を述べて頂くとよいです。

番号:4 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:22:44

結論はこれで良いですが、なぜ慣例を優先させるべきかをもう少し丁寧に述べられるとよりよかったです。

番号:5 作成者: setoy タイトル: ノート注釈 日付: 2023/04/11 0:22:55

結論OKです。

優秀答案

回答者 S.H.

1. Dとしては、一連の経緯により、甲社の取締役の地位を失ったことは、実質的な解任（339条1項）であり、この解任に正当な理由がないので、その損害賠償として、事実7で可決された①の定款変更議案が否決されていたとしたら、全うできたはずの本来の取締役の在職期間の8年分の役員報酬3,840万円（月40万円×96か月）を請求（同条2項）することが考えられる。

そこで、Dのかかる請求が認められるか問題となる。

2. (1) まず、Dは、一連の経緯により、甲社の取締役の地位を失ったことは、実質的に解任されたと主張しているが、実際には、339条の手續により、解任されたわけではないので、問題となる。

(2) 解任とは、会社の一方的意思表示により、特定の役職者の意思にかかわらず、その者の職を解くことをいうと解する。とすると、339条の手續によらずしても、会社の一方的意思表示により、特定の役職者の意思にかかわらず、その者を狙い打ちして、その者の職を解く状況が作出されていたのであれば、実質的に解任があったといえる。

(3) ア. 本件においてAは、「信任を得る機会を多くし、取締役の業務に緊張感を持たせたい」という理由から、取締役の任期を1年とする、事実6の定款変更を定時株主総会に議題として提出している。この議題の議案が定時株主総会で可決することにより、Dは、自動的に取締役の任期が満了し退任することになった。

なお、D以外の取締役に関しては、上記定款変更決議案が可決されようと、否決されようと、10年間の取締役の任期が、この定時株主総会で任期満了しているので、上記定款変更決議案は、Dの取締役の任期を奪うために上程されたものといえる。

イ. また取締役会においては、事実6②取締役の選任を議題として、A、B、C、D、及びEを取締役に選任する旨の議案を提出することを決めたにもかかわらず、甲社の定時株主総会で、上記議案のうち、Dを取締役に選任する旨の議案は、Aらの反対により、否決されており、Aらは、当初からDを取締役

に再選させるつもりがなかったと推察することができる。

ウ. 以上のように、甲社の定時株主総会において、事実6①の定款変更の議案を可決し、事実6②のうち、Dを取締役に選任する旨を否決するという会社の一方的意思表示により、Dという特定の取締役の地位をDの意思にかかわらず奪っているので、上記一連の経緯により、Dが甲社の取締役の地位を失ったことは、実質的な解任といえる。

3. (1) 甲社の行為が解任といえるとしても、Dが甲社に損害賠償請求するためには、この解任について、「正当な理由」がないことが必要となる。

(2) そこで、正当な理由の意義が問題となる。

会社と取締役は、委任関係にあり(330条)取締役は会社に対して善管注意義務(民法644条)忠実義務(355条)を負うことになる。そうすると、解任をするための正当な理由とは、上記善管注意義務、忠実義務に違反するような職務怠慢行為があることが、正当な理由にあたりと解する。

本件において、Dは、Aが東北地方にも新規店舗を設けて、甲社の事業の拡大を図ろうとしていたことについて、丙株式会社との競争に伴う、値下げによって、2年連続営業損失を計上していることを理由に事業の拡大に反対であり、Aらと意見の対立はしていたが、これは、Dが甲社に対する、善管注意義務、忠実義務を素直に実行した行為であり、職務怠慢行為にあたらぬ。

また他の事情からも、Dに職務怠慢行為にあたる事実はない。

よって、Dには、甲社に解任されるような正当な事由はない。

4 (1) それでは、Dは、損害賠償請求として、3,840万円を請求することができるか。

確かに、Dが2018年、甲社の取締役の任期は10年となっており、満2年を経過した時点で、取締役の地位を失っているので残りの8年について取締役の職務の対価として報酬を受ける地位は、法的保護に値するものであるとも思える。

(2) もっとも、甲社において、乙社出身の取締役については、甲社の定款の規定にかかわらず、選任後4年で退任するのが慣例となっており、Dも甲社の取締役就任時に、Aから、乙者出身の取締役は、従前より、4年ごとに交代していることを説明しており、Dもこれに納得して、取締役に就任している事情があるので、Dの取締役の任期に関しては、甲社の定款よりも、上記慣例を優先すべきものと考えられる。

(3) よって、Dが甲社に解任による損害賠償としての役員報酬として請求で

きるのは、慣例で認められている4年の任期のうち残存期間の2年のものに関する役員報酬に限られる。

5. 以上より、Dは、甲社に対して損害賠償として役員報酬2年分たる960万円を請求することができる。

以 上